高断熱住宅（断熱等性能等級６以上）を新築した場合は都市計画税が減額されます！

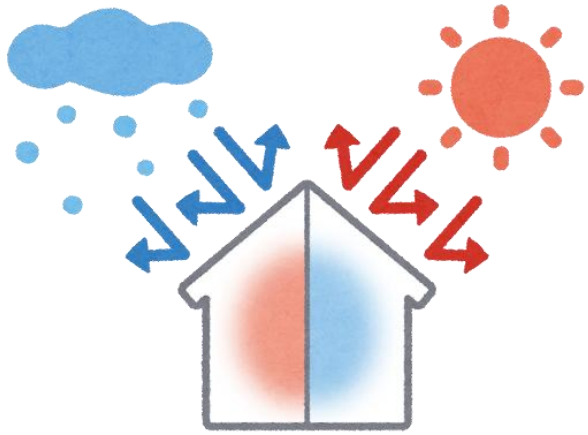

都市計画税が減額されます。
申告書と建設住宅性能評価書
を提出してください！

横浜市では、高い省エネ性能を有する住宅の普及促進を図るため、一定の省エネ基準に適合した住宅（以下「高断熱住宅」という。）に対する都市計画税の減額制度を設けています。

減額を受けるためには、**「建設住宅性能評価書」の写しを**添えて、資産の所在する区の区役所税務課家屋担当あてに申告が必要となります。

＊　高断熱住宅とは、**建設住宅性能評価書において「断熱等性能等級が６以上であること」が証明された住宅**です。
＊　都市計画税とは、都市設備の建築等の都市計画事業に充てられる税金で、市街化区域内の土地・家屋を所有する方に固定資産税と併せて納めていただく税金です。
＊　固定資産税については、「新築住宅の減額制度」又は「認定長期優良住宅の減額制度」により減額されます。

１　減額の要件

①　**令和８年４月１日**から**令和 13 年３月 31 日**までに新築された住宅であること
②　居住部分の床面積が **40 ㎡以上 240 ㎡以下**であること（※）
③　居住部分の割合が、全体の床面積の**２分の１以上**であること
④　**高断熱住宅に該当する**住宅であること
※　マンション等の区分所有家屋の床面積は、専有部分の床面積に共用部分（廊下、エレベーターホール等）の床面積を各戸の専有部分床面積割合で按分した面積を加算した床面積で判定します。また、賃貸マンション等についても独立的に区画された部分ごとに区分所有家屋に準じた方法で判定します。

２　建設住宅性能評価書とは

建設住宅性能評価書とは、住宅が設計どおりに施行され、一定の性能を満たしていることを、国に登録された第三者機関（登録住宅性能評価機関）が検査・評価し、発行する証明です。

住宅を 10 分野（構造の安定、火災時の安全、劣化の軽減、維持管理・更新への配慮、温熱環境・エネルギー消費量、空気環境、光・視環境、音環境、高齢者等への配慮、防犯）に分けて評価しており、本減額制度では「温熱環境・エネルギー消費量」の項目のうち、**断熱等性能等級が６以上**にチェック等がしてあるかを確認しています。

＊　発行手数料がかかる場合があります。詳しくは各発行機関（裏面）へお問い合わせください。

3　減額内容

減額適用期間	３階以上の準耐火構造又は耐火構造住宅	・・・	新築後　５年間
	上記以外の住宅	・・・	新築後　３年間
減額率	床面積が 120 ㎡以下の住宅	・・・	２分の１減額
	床面積が 120 ㎡を超え、240 ㎡以下の住宅	・・・	120 ㎡相当分の税額を２分の１減額

（注１）土地に係る都市計画税は減額されません。
　　また、震災等に伴う代替家屋に係る減額制度を除く、他の減額制度と重ねて適用することはできません。
（注２）居住部分のみ減額されます。

4　減額を受けるための手続き

減額を受けるためには、**申告書に建設住宅性能評価書の写し**を添えて、新築された日から翌年の１月 31 日までに当該住宅の所在する区の区役所税務課家屋担当まで申告する必要があります。

本減額制度の詳細や申告書のダウンロードは下記のウェブサイトをご確認ください。

※　スマートフォンの方は二次元バーコードからもご確認いただけます。

減額制度の詳細はこちら！
「高断熱住宅に係る都市計画税の減額制度」

申告書のダウンロードはこちら！
「新築された高断熱住宅に対して課する都市計画税の減額に関する申告」

5　固定資産税の減額について

固定資産税については、「新築住宅の減額制度」又は「認定長期優良住宅の減額制度」により減額されます。このうち、「認定長期優良住宅の減額制度」の対象となる場合は、当該住宅の所在する区の区役所税務課家屋担当まで申告する必要があります。

制度の詳細は下記のウェブサイトをご確認ください。

※　スマートフォンの方は二次元バーコードからもご確認いただけます。

新築住宅の減額制度はこちら！
「新築住宅に係る固定資産税の減額制度」

認定長期優良住宅の減額制度はこちら！
「新築された認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額制度」

6　お問い合わせ先等

減額の内容、減額の手続き等に関すること（区役所税務課家屋担当、市外局番：045）					
鶴見区	電話:510-1729~30	神奈川区	電話:411-7054~6	西区	電話:320-8354~5
中区	電話:224-8204~6	南区	電話:341-1163~4	港南区	電話:847-8365~7
保土ケ谷区	電話:334-6254~6	旭区	電話:954-6053~6	磯子区	電話:750-2365~8
金沢区	電話:788-7754~7	港北区	電話:540-2281~5	緑区	電話:930-2274~7
青葉区	電話:978-2254~7	都筑区	電話:948-2270~3	泉区	電話:800-2365~7
栄区	電話:894-8365	戸塚区	電話:866-8369~72	瀬谷区	電話:367-5665~6

建設住宅性能評価書の発行に関すること	
●登録住宅性能評価機関	
住宅性能評価・表示協会のウェブサイトでご確認いただけます。	

令和８年 10 月発行　横浜市　総務局固定資産税課